

## 第2号様式

サイバー犯罪特別捜査官の設置及び運用要領について（概要）

（令和3年12月1日 鹿サ対第36号ほか）

本通達は、サイバー犯罪特別捜査官を設置し、同捜査官の効果的な運用を図るための運用要領について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

本捜査官の設置、任務、研修、勤務、運用上の留意事項  
等である。